

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百六十三条第一項ただし書及び第一百六十六条第二項の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改 正 後

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、第四十条第五項、第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）に該当する会社を含む。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七〇十五 略〕

3 2 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

改 正 前

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 「同上」

〔一〇六 同上〕

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、第四十条第五項、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）に該当する会社を含む。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七〇十五 同上〕

〔同上〕

一 関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第三項第一号及び第六十三条第三項第一号において同じ。）

〔二・三 略〕

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（处分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもつて表示される証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること（口及びハに規定する場合を除く。）。

一 関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第五十九条第三項第一号及び第六十三条第三項第一号において同じ。）

〔二・三 同上〕

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 「同上」

イ 会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（处分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもつて表示される証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること（優先出資をその券面額を発行価額として優先出

資法に規定する優先出資者（口において「優先出資者」という

。）に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。）。

口 優先出資をその券面額を発行価額として優先出資法に規定する優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合には、当該優先出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が○・一未満であること。

ハ 当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する債務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（1）において「株式等」という。）を割り当てる場合においては、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等を割り当てる日（2）において「割当日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の百分の一未満であると見込まれること。
- (2) 割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が一億円未満であると見込まれること。

〔二九 略〕

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予

口 優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合においては、優先出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が○・一未満であること。

〔号の細分を加える。〕

定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1)

〔略〕

(2)

業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

下であると見込まれること。

(3)

〔略〕

□ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の減

(1)

〔同上〕

(2)

業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3)

〔同上〕

少額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等で
ある場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近
事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込ま
れ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)
から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 〔略〕

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の数が会社（協同組織金融
機関を含む。）の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式
の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち
最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自
己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下で
あること。

(3) 〔略〕

2 〔十一～十四 略〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及

ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五
号に掲げる事実に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次
の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一～十二 略〕

(1) 〔同上〕

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の数が会社（協同組織金融
機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（
発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。
。

(3) 〔同上〕

2 〔十一～十四 同上〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及

ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五
号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次
の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一～十二 同上〕

2

子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条
第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとし
て内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事
実に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に
定めることとする。

〔一〇六 略〕

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれか
に該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予
定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内
に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携によ
る当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事
業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ
、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)か
ら(3)までに定めるものに該当すること。

(1) [略]

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合

新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社
の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは
株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日にお
ける発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己
優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であると見込まれ
ること。

2

子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条
第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとし
て内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事
項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に
定めることとする。

〔一〇六 同上〕

七 [同上]

イ [同上]

(1) [同上]

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合

新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社
の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資
を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 「略」

□ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度において、いずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 「略」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含む出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。

(3) 「略」

〔八〕〔十二〕 略

(3) 「同上」

□ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。

(3) 「同上」

〔八〕〔十二〕 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。